

2025 年 8 月 1 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ タ プ ラ ネ ッ ト
 代表者名 代表取締役社長 サイモン・ゲロヴィッチ
 (スタンダードコード: 3350)
 問合せ先 I R 部 長 中 川 美 貴
 電話番号 03-6772-3696

定款の一部変更及び種類株式発行に係る発行登録に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 13 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、2025 年 9 月 1 日に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の基準日設定についてお知らせいたしましたが、本日付の当社取締役会において、本臨時株主総会に付議する議案について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。あわせて本日提出した A 種種類株式及び B 種種類株式（以下「本種類株式」といいます。）の発行に係る発行登録について、お知らせいたします。

なお、本種類株式に関して、本臨時株主総会に付議するのは定款の一部変更のみであり、本種類株式の発行を付議するものではなく、現時点において発行について決定した事実はありません。本種類株式に関する定款変更は、将来の機動的な資金調達の検討を可能にするとともに、情報の透明性の観点から実施するものです。当社は、本種類株式の検討を開始したばかりであり、本種類株式を実際に発行するためには、今後、投資家の皆様との意見交換に加え、証券取引所や財務当局、引受証券会社との対話を含めた多くの検討が必要となります。これらの検討の結果、本種類株式の定款の内容を更に変更する可能性もあり、そもそも本種類株式の発行に至らない可能性もあります。

また、当社は本種類株式の上場も視野にいて検討を行っております。一方で、種類株式の上場には、証券取引所との事前相談を経たうえで所定の上場審査を受ける必要がありますが、現時点ではその事前相談は開始しておりません。そのため、本種類株式の上場が認められない可能性があります。本種類株式について、今後開示すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

記

1. 本臨時株主総会の付議議案

決議事項

- 第 1 号議案 定款一部変更（発行可能株式総数増加）の件
- 第 2 号議案 定款一部変更（場所の定めのない株主総会）の件
- 第 3 号議案 定款一部変更（発行可能種類株式総数、A 種種類株式及び B 種種類株式に関する規定の新設）の件

2. 決議事項に関する詳細

(1) 第 1 号議案に関する詳細につきましては、下記のとおりです。

① 本定款変更の目的

当社は、2025 年から 2027 年にかけて 21 万ビットコインの取得を目指すビットコイン計画を、2025 年 6 月 6 日付で公表しております。この計画は、2025 年 1 月 28 日に公表した当初計画を大幅に上方修正したものであり、当社が掲げる成長戦略の中核をなすものです。これを着実に遂行するためには、今後も大規模な資金調達を実施できる体制を維持する必要があります。機動性と柔軟性を備えた資本政策の推進が不可欠です。

2025 年 3 月 24 日に開催した定時株主総会では、発行可能株式総数の拡大をご承認いただきました。その後、新株予約権の行使を通じて大規模な資本増強を実現し、調達資金を原資としてビットコインを追加取得する等、当社のビットコイン保有残高を大きく拡大させてまいりました。具体的には、2025 年 7 月 18 日時点までに年初来の BTC イールド（当社のビットコイン保有数量を完全希薄化後の発行済普通株式数で割った数値が比較対象期間においてどのように増減したかを変化率で表す経営指標）は 430.2%を達成し、これは希薄化を考慮した 1 株当たりのビットコイン保有数量を年初比で 5 倍超に増加させたことを意味します。その結果、当社の時価総額も大幅に増加いたしました。

今後もこうした成長戦略を継続的かつ機動的に進め、当社のビットコイン・トレジャリー戦略を一層強化していくためには、資本政策の選択肢を拡大し、より柔軟で機動的な資金調達を可能とする体制を整備することが重要です。

当社の発行可能株式総数は 1,610,000,000 株ですが、2025 年 7 月 18 日現在の当社発行済株式総数は 680,814,340 株となっております。かかる状況を踏まえ、今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とするため、発行可能株式総数を 2,723,000,000 株へ増加することを目的とする定款変更を付議いたします。

② 本定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

下線部分に変更部分を示しています。

現行定款	変更案
第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1,610,000,000 株</u>とする。	第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>2,723,000,000 株</u>とする。

(2) 第2号議案に関する詳細につきましては、下記のとおりです。

① 本定款変更の目的

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行により、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(以下「バーチャルオンリー株主総会」といいます。)の開催が可能となっております。

当社は、予期しない感染症や自然災害等の大規模災害発生時のリスクの低減、社会のデジタル化の推進等を念頭に、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆さまの利益に資するものと考え、バーチャルオンリー株主総会を開催できるよう、現行定款に第14条の2を新設するものであります。

株主総会の開催方法の決定に当たっては、開催の都度、取締役会において、株主の皆さまの権利や利益の確保に配慮するとともに、開催時における当社や株主の皆さまを取り巻く状況を踏まえ、慎重に判断し、決議いたします。

なお、第14条の2は、本臨時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けたとき又は本臨時株主総会において本議案が承認されたときのいずれか遅い時点から効力発生するものとします。

② 本定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

下線部分に変更部分を示しています。

現行定款	変更案
(新設)	(場所の定めのない株主総会) 第14条の2 当社は、株主総会を場所の定め のない株主総会とすることができる。

(3) 第3号議案に関する詳細につきましては、下記のとおりです。

① 本定款変更の目的

当社が推進する「ビットコイン・トレジャリー」戦略の一環として、発行可能種類株式総数、本種類株式に関する規定を新設することで、資本政策の柔軟性を高め、資金調達の選択肢の多様化を図るものであります（なお、本議案の定款変更は、本種類株式の導入に備えた制度的枠組みを整備するものであります。現時点で本種類株式の発行について具体的な計画が進行しているわけではなく、かかる発行が行われるかどうかは未確定です。）。将来の機動的な資金調達の検討の可能性や情報の透明性の観点から、本種類株式に関する規定を新設するものですが、今後の検討に伴い、これらの種類株式に係る定款上の規定を修正する必要がある場合には、さらに定款を変更する可能性があります。

なお、本議案の定款変更は、第1号議案「定款一部変更（発行可能株式総数増加）の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

② 本定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

下線部分は変更部分を示しています。

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,610,000,000株</u>とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数等) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,723,000,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 <u>普通株式 2,723,000,000株</u> <u>A種種類株式 277,500,000株</u> <u>B種種類株式 277,500,000株</u>
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、いずれの種類の下線株式についても100株とする。
(新設) (新設)	第2章の2 A種種類株式 (A種種類配当金) 第13条の2 当社は、第46条第1項に基づき12月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下、A種種類株主とあわせて、個別に又は総称して、「A種種類株主等」という。）に対し、第13条の15に定める支払順序に従い、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式の1株当たりの払込金額（以下に定義する。）相当額に当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる配当率（6パーセントを上限とし、以下「A種種類配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（1円未満を切り捨てる。）の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種種類配当金」という。）を行う。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度において第13条の3に定めるA種種類期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。本項において「払込金額」とは、当該A種種類株式を初めて発行するに際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる1株あたりの金額をいう。

現行定款	変更案
	2 ある事業年度においてA種種類株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、A種種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、A種種類配当率を基準として当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払A種種類配当金」という。）については、前項又は次条に定める剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につき累積未払A種種類配当金の額に達するまで、A種種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。 3 A種種類株主等に対しては、A種種類配当金及び累積未払A種種類配当金相当額を超えて剰余金の配当は行わない。
(新設)	(A種種類期中配当金) 第13条の3 当社は、第46条第2項又は第47条に基づき12月31日以外の日を基準日（以下「A種種類期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当に係るA種種類期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株主等に対し、第13条の15に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭（以下「A種種類期中配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度にA種種類期中配当基準日が属するA種種類期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属するA種種類配当金の額を超えないものとする。
(新設)	(A種種類株式に係る残余財産の分配) 第13条の4 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第13条の15に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。 2 A種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。
(新設)	(A種種類株式に係る議決権) 第13条の5 A種種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

現行定款	変更案
(新設)	(A種種類株式に係る取得条項) 第13条の6 当社は、A種種類株式について、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該A種種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、当該A種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株主に対し、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を交付する。A種種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべき当該A種種類株式を決定する。
(新設)	(A種種類株式に係る株式の併合又は分割等) 第13条の7 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株式について株式の併合又は分割を行わない。 2 当社は、A種種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。 3 当社は、A種種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
(新設) (新設)	第2章の3 B種種類株式 (B種種類配当金) 第13条の8 当社は、第46条第1項に基づき12月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（以下、B種種類株主とあわせて、個別に又は総称して、「B種種類株主等」という。）に対し、第13条の15に定める支払順序に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式の1株当たりの払込金額（以下に定義する。）相当額に当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる配当率（6パーセントを上限とし、以下「B種種類配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（1円未満を切り捨てる。）の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「B種種類配当金」という。）を行う。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度において第13条の9に定めるB種種類期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。本項において「払込金額」とは、当該B種種類株式を初めて発行するに際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる1株あたりの金額をいう。

現行定款	変更案
	2 ある事業年度においてB種種類株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、B種種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、B種種類配当率を基準として当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払B種種類配当金」という。）については、前項又は次条に定める剰余金の配当に先立ち、B種種類株式1株につき累積未払B種種類配当金の額に達するまで、B種種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。 3 B種種類株主等に対しては、B種種類配当金及び累積未払B種種類配当金相当額を超えて剰余金の配当は行わない。
(新設)	(B種種類期中配当金) 第13条の9 当社は、第46条第2項又は第47条に基づき12月31日以外の日を基準日（以下「B種種類期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当に係るB種種類期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主等に対し、第13条の15に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭（以下「B種種類期中配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度にB種種類期中配当基準日が属するB種種類期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属するB種種類配当金の額を超えないものとする。
(新設)	(B種種類株式に係る残余財産の分配) 第13条の10 当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第13条の15に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。 2 B種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。
(新設)	(B種種類株式に係る議決権) 第13条の11 B種種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

現行定款	変更案
(新設)	(B種種類株式に係る取得請求権) 第 13 条の 12 B種種類株主は、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる当該B種種類株式の取得を請求することができる期間中、当会社に対して、自己の保有するB種種類株式を取得することを請求することができる。この場合、当会社は、当該B種種類株式を取得するのと引換えに、B種種類株主に対し、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される数の普通株式を交付する。
(新設)	(B種種類株式に係る取得条項) 第 13 条の 13 当会社は、B種種類株式について、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該B種種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、当該B種種類株式を取得するのと引換えに、B種種類株主に対し、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を交付する。B種種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、B種種類株主から取得すべき当該B種種類株式を決定する。
(新設)	(B種種類株式に係る株式の併合又は分割等) 第 13 条の 14 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、B種種類株式について株式の併合又は分割を行わない。 2 当会社は、B種種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。 3 当会社は、B種種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

現行定款	変更案
(新設) (新設)	<u>第2章の4 優先順位</u> (優先順位) 第13条の15 <u>A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る剰余金の配当の支払順位は、A種種類株式に係る剰余金の配当を第1順位、B種種類株式に係る剰余金の配当を第2順位、普通株式に係る剰余金の配当を第3順位とする。</u> 2 <u>A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。</u> 3 <u>当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。</u>
(新設)	(種類株主総会) 第20条の2 <u>種類株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 2 <u>会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> 3 <u>第3章の規定（第14条、第15条、第17条及び本条を除く。）は、種類株主総会について準用する。</u> 4 <u>前項の規定にかかわらず、第15条の規定は、毎年12月31日から3か月以内に開催される種類株主総会について準用する。</u> 5 <u>当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、各種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u>

3. 本定款変更の日程

2025 年 8 月 1 日（金）

本臨時株主総会への本定款変更に関する議案付議に係る取締役会決議

2025 年 9 月 1 日（月）

本臨時株主総会決議（予定）

本定款変更の効力発生日（予定）

4. 種類株式発行に係る発行登録

上述のとおり、当社は、ビットコインの追加取得に充当するため、本種類株式の発行について検討を進める予定です。これらの種類株式の発行による将来の機動的な資金調達の検討の可能性や情報の透明性の観点から、本日、本種類株式に係る発行登録（A 種類株式につき上限 2,775 億円、B 種類株式につき上限 2,775 億円。発行予定期間 2027 年 8 月 8 日まで）を行っております。上記 2（3）の第 3 号議案に係る定款変更案にも記載のとおり、当社は、本種類株式のうち、A 種類株式については、配当や残余財産の分配の場面において B 種類株式よりも優先される設計としつつ、普通株式を交付財産とする取得請求権は付さないことで、社債としての性質がより強い設計とする方向で検討を進めております。他方で、B 種類株式については、配当や残余財産の分配の場面において A 種類株式に劣後するものの、一定の条件を満たした場合に行使できる取得請求権を付すことで、株価上昇時のキャピタル・ゲインをより享受しやすい設計とする方向で検討を進めております。なお、いずれの種類株式についても、特定日の到来を条件として自動的に取得がなされる一斉取得条項や、当社の任意の裁量による取得を可能とする取得条項を設けることは現時点において想定しておりません。

もっとも、本プレスリリースの冒頭に記載のとおり、現時点において本種類株式の発行について決定した事実はありません。本種類株式の発行による具体的な資金調達については、今後検討のうえ、決定次第、改めてお知らせいたします。

本日提出いたしました本種類株式に係る発行登録の概要は、以下の通りです。

（1）募集有価証券の種類	A 種類株式及び B 種類株式
（2）発行予定期間	発行登録の効力発生日から 2 年を経過する日まで （2025 年 8 月 9 日から 2027 年 8 月 8 日まで）
（3）発行予定額(上限)	各種類株式につき 2,775 億円（合計：5,550 億円）
（4）資金使途	ビットコインの取得資金に充当予定
（5）引受証券会社	未定

以 上